

1 各届出に際しての注意事項等

(1) 開始届出書の提出

協定締結日	月1回 毎月1日付けとなります。	
提出期限	移動支援事業	<u>協定締結日の前月10日</u> ※休日の場合は、その前の開庁日 (例) 2018年(平成30年)9月1日協定締結の場合、 提出期限は、同年8月10日(金)となります。
	日中一時支援事業	<u>協定締結日の前々月末日</u> ※休日の場合は、その前の開庁日 (例) 2018年(平成30年)9月1日協定締結の場合、 提出期限は、同年7月31日(火)となります。
	(注1) 都市計画法, 建築基準法, 消防法その他関係法令に抵触しないよう, 必ず各担当課へ事前に相談してください。 (注2) 届出書に不備等があった場合, 提出期限までに補正が完了していないものは受理できません。日程に余裕を持って早めに届出書類を提出してください。 (注3) 4月1日付けの協定締結等, 事務が集中する場合の提出期限については, 別に指示する日までとします。 2019年(平成31年)4月1日付けの開始に係る届出書の提出期限は, 同年1月31日(木)とします。	
提出方法	原則, 来庁のうえ提出 ※事前に電話で日時等を調整して来庁の上, 提出してください。	
提出先	福山市 障がい福祉課 事業者指定・指導担当 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 電話 084-928-1261 FAX 084-928-1730	

(2) 変更届出書等の提出

区分	事由	申請・届出様式	提出期限
変更届	事業所の名称や運営規程等届出事項が変更となった場合	変更届出書	事由が生じてから10日以内
廃止・休止・再開届	事業を廃止，休止，再開する場合	廃止・休止・再開届出書	【廃止・休止届】 事由が生じる1月前まで 【再開届】 事由が生じてから10日以内

2 様式

※注意点

○記載事項届出書はA4両面で印刷してください。

○協定書は，A4両面で印刷して綴じた後，各頁に割印をしてください。